

尼崎市監査基準

訓令 令和 6.3.18 監委訓令 1

監 査 委 員

監査事務局職員

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）
 - 第 2 章 一般基準（第 5 条～第 11 条）
 - 第 3 章 実施基準（第 12 条～第 19 条）
 - 第 4 章 報告基準（第 20 条～第 24 条）
 - 第 5 章 細目（第 25 条）
- 付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 尼崎市監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、本基準第 4 条第 1 項第 1 号から第 10 号までの監査（以下「監査」という。）、同項第 11 号の検査（以下「検査」という。）及び同項第 12 号から第 15 号までの審査（以下「審査」という。）並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為（以下「その他の行為」という。）の実施に関して監査委員のよるべき基本事項を定めることを目的とする。

（規範性）

第 2 条 本基準は法第 198 条の 3 第 1 項に規定する監査基準であり、監査委員は、これに従って監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）並びにその他の行為を実施するものとする。

（監査等の目的）

第 3 条 監査等の目的は、次の各号を実施することにより、本市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することである。

- (1) 監査及び検査については、本市の行財政運営が、法第 2 条第 14 項から第 16 項までの趣旨に則り、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを住民の視点に立って確認し、監査委員が入手した証拠を基に総合的に検証した結果を監査及び検査の結果や意見として提出し、法の規定に基づき公表する。

(2) 審査については、市長から審査に付された決算等が一般に公正妥当と認められる地方公会計の基準等に準拠して作成され、その内容を適正に表示していること、及び予算の執行又は事業の経営が適正に、効果的で効率的かつ経済的に行われていることを、監査委員が入手した証拠を基に審査した結果を意見として表明する。

(監査等の種類)

第4条 監査等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財務監査（法第199条第1項）
 - (2) 行政監査（法第199条第2項）
 - (3) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条）
 - (4) 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項）
 - (5) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項）
 - (6) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項）
 - (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項）
 - (8) 住民監査請求に基づく監査（法第242条）
 - (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の8第3項又は公企法第34条）
 - (10) 共同設置機関の監査（法第252条の11第4項）
 - (11) 例月出納検査（法第235条の2第1項）
 - (12) 決算審査（法第233条第2項又は公企法第30条第2項）
 - (13) 基金の運用状況審査（法第241条第5項）
 - (14) 健全化判断比率審査（健全化法第3条第1項）
 - (15) 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項）
- 2 前項第1号に規定する財務監査は、定期（法第199条第4項）又は随時（同条第5項）に実施する。

第2章 一般基準

(倫理規範)

第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義に則り誠実な態度を保持するものとする。

2 監査委員は、常に、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 監査委員は、第3条の目的を果たすため、常に自己研さんに努めるものとする。

(指導的機能の発揮)

第6条 監査委員は、第3条の目的を果たすため、監査等の対象組織に対し、適切に指導的

機能を発揮するものとする。

(監査等の実施)

第7条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象組織に係るリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。なお、その場合のリスクの内容及び程度を検討にあたっては、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(報告の徴取)

第8条 監査委員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。

2 監査委員は、法第243条の2第10項の規定により、指定公金事務取扱者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

(監査調書等の作成及び保存)

第9条 監査委員は、年間監査計画及び実施計画（以下「監査等の計画」という。）、監査等の判断の過程、結果及び関連する証拠その他必要と認める事項を監査調書等として作成し、適切に保存するものとする。

(情報管理)

第10条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき適切に取り扱うものとする。

(品質管理)

第11条 監査委員は、監査等の品質、すなわち、監査等が本基準に準拠して適切に実施されていることを確保するため、監査等の手続において必要な管理を行うものとする。

2 監査委員は、前項の品質管理のため、次の各号に定める事項について評価を行う。

(1) 監査等年間計画（第13条）策定時

基本方針が、第13条に基づき内外の環境等の要素を総合的に勘案した内容となっていること。また、対象組織の選定が、各組織に係るリスクの内容及び程度を適切に反映したものであること。

(2) 実施計画（第13条第4項）策定時

対象組織に係る重要リスクが適切に抽出され、これに基づき着眼点が適切に設定されていること。

(3) 監査報告等（第20条及び第21条）策定時

十分な証拠に基づき論理的に結論が導かれていること。

- 3 監査委員は、監査等の全ての過程において日常の品質管理が適切に行われるよう、監査事務局職員を適切に監督し、指導するものとする。
- 4 監査委員は、前項の指導にあたっては、監査事務局職員が自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう配慮するものとする。

第3章 実施基準

(合理的な基礎の形成)

第12条 監査委員は、監査等の実施にあたり、十分かつ適切な証拠及びその他の情報を入手して、決定する監査等の結果の合理的な基礎を形成するものとする。

(監査等の基本方針及び計画の策定)

第13条 監査委員は、毎年度本市を取り巻く内外の環境、リスクの内容及び程度、監査結果に対する措置等の状況及び監査資源を総合的に勘案し、監査等の方向性や重点項目等の基本方針を策定するものとする。

- 2 監査委員は、前項の基本方針に基づき、監査等を効果的、効率的に実施することができるように、監査等の計画を策定するものとする。
- 3 監査委員は、監査等年間計画の策定にあたり、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 実施予定の監査等の種類及び対象組織
 - (2) 監査等の種類別実施予定時期
 - (3) 監査等の実施体制
 - (4) その他必要と認める事項
- 4 監査委員は、必要に応じて監査等の対象組織に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、実施計画として、監査においては個別監査計画、検査及び審査においては実施要領を定める。

(監査等の計画の変更)

第14条 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて監査等の計画を変更するものとする。

(監査等の手続)

第15条 監査委員は、十分かつ適切な証拠及びその他の情報を入手できるよう、第7条の趣旨に則って監査等の手続を定めるものとする。

- 2 監査委員は、監査等の結果を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の各手続において、合规性、正確性、有効性、効率性、経済性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性も考慮するものとする。
- 3 監査委員は、監査等の実施の過程において、不正の兆候もしくは不正の事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の

結果の合理的な基礎を形成するものとする。

(監査等の手法)

第 16 条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等、適切な手法を選択するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第 17 条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員の選任、他者情報の利活用及び調整)

第 18 条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施にあたり、市長部局等（法第 199 条第 7 項に規定する財政援助団体等を含む。）の内部監査人、監査役、監事、外部監査人等と必要に応じて連携の上情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めるものとする。

3 監査委員は、外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮するものとする。

(弁明、見解等の聴取)

第 19 条 監査委員は、原則として、第 20 条に定める監査報告等の決定の前に、対象組織の長から弁明、見解等を聴取するものとする。

第 4 章 報告基準

(監査報告等の作成)

第 20 条 監査委員は、監査等を終了したときは、その結果について、監査（第 4 条第 1 項第 8 号の監査を除く。）及び検査については報告、審査については意見（報告及び意見を「監査報告等」という。）を作成し、法令の規定に基づいてこれを議会及び市長等に提出するものとする。なお、監査の結果に基づいて、必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

2 監査委員は、監査報告等の作成にあたっては、住民が理解しやすい平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

(監査報告等の内容)

第 21 条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象組織
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の主な実施内容
- (6) 監査等の実施期間
- (7) 監査等の結果

(8) その他必要と認める事項

2 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査等の結果を決定するための合理的な基礎を形成することができなかった場合には、必要に応じて監査報告等にその旨、内容及び理由等を記載するものとする。

(監査委員の合議)

第 22 条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 第 4 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで、第 9 号及び第 10 号に定める監査結果に関する報告
- (2) 第 4 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに定める監査結果に関する報告に添える意見
- (3) 第 4 条第 1 項第 8 号に定める監査結果及び勧告
- (4) 第 4 条第 1 項第 12 号から第 15 号までに定める審査意見
- (5) 包括外部監査人の監査結果に関する意見（法第 252 条の 38 第 5 項）
- (6) 住民の直接請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第 252 条の 39 第 7 項）
- (7) 議会の請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第 252 条の 40 第 4 項）
- (8) 市長の要求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第 252 条の 41 第 4 項）
- (9) 市長の要求に基づき、財政援助団体等に対する監査を、個別外部監査契約に基づく監査によること、及び個別外部監査契約の締結に関する意見（法第 252 条の 42 第 4 項）
- (10) 住民監査請求に係る監査について、個別外部監査契約に基づく監査によることの決定及び個別外部監査人が陳述を行う場合の立会いに関する協議（法第 252 条の 43 第 3 項及び第 8 項）
- (11) 住民監査請求に係る個別外部監査結果報告の請求理由の有無及び勧告（法第 252 条の 43 第 5 項）

2 監査委員は、監査報告等の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに公表するものとする。

(監査報告等の公表)

第 23 条 監査委員は、第 4 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び第 10 号に定める監査についてはその結果に関する報告を、同条第 8 号に定める監査についてはその結果を、監査委員全員（除斥又は病気等の理由により監査等を実施しなかった監査委員を除く。）の連名で速やかに公表するものとする。

(措置状況の報告等)

第 24 条 監査委員は、監査結果に関する報告の提出先に対し、適時、措置状況の報告を求めよう努めるものとする。

2 監査委員は、監査結果に関する報告の提出先から措置の内容の通知を受けた場合は、こ

れを公表するものとする。

- 3 監査委員は、第4条第1項第8号の監査に係る勧告に基づき、勧告を受けた者から必要な措置を講じた旨通知を受けた場合は、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。

第5章 細目

(細目)

- 第25条 本基準で定めるもののほか、監査等の実施に必要な事項は、監査等実施要綱で定める。

付 則

本基準は、平成29年4月1日から施行する。

尼崎市監査基準（平成21.4.1監委訓令1号）は、廃止する。

付 則

本基準は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

本基準は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

本基準は、令和6年4月1日から施行する。